

会 員 各 位
永平寺町内事業者等各位

一般社団法人永平寺町観光物産協会
(公 印 省 略)

えい坊館のにぎわい創出と駐車場の貸出について (ご案内)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の事業の運営にあたり格別のご高配を賜りお礼申し上げます。

この度、「えい坊館」を中核とした周辺地域のにぎわいを創出することと、会員及び永平寺町内事業者の事業機会を広げることを目的に、永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の設置及び管理に関する条例に基づいて、「えい坊館」に併設する駐車場（階下エリアを除く。）を、営業目的で利用できることをご案内いたします。

ご利用いただく例としては、当協会が企画する「えい坊館」の季節テーマに沿って、“秋の味覚フェア”、“産直新鮮市”、“新製品展示販売会”、“合同企業フェア”など、規定の範囲内で営業行為をしていただくことができます。

なお、9月の季節テーマは“秋の its new”、10月から11月は“秋の収穫祭”です。

また、利用期間は1日単位で連続3日までといたします。

会員及び永平寺町内事業者のみなさま方におかれましては、下記のご案内内容をご確認いただきご協力を賜りたくご配慮方よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 利用事項 貸出内容は別紙「館外施設貸出要領」のとおりで、許可申請書の提出のうえ利用できる
2. 開始日 令和3年9月1日

以上

(本件の担当者)
一般社団法人永平寺町観光物産協会
事務局長 釜田 恭次
TEL : 61-1188 fax : 61-1186

館外施設貸出要領

(総 則)

第1条 永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の設置及び管理に関する条例(以下、「条例」という。)に基づき、一般社団法人永平寺町観光物産協会(以下、「協会」という。)が施設の運営管理者として、運営管理者以外のものに条例第3条の事業の範囲で館外施設の利用を認めるため貸出要領を定める。

(対象事業)

第2条 条例第3条に規定する事業(以下、「本件事業」という。)に限る。

(貸出場所)

第3条 永平寺町魅力発信交流施設えい坊館(以下、「えい坊館」という。)のテラス部分と駐車場の一部とする。駐車場においては、国道に面する階下エリアは除く。

(貸出利用日及び時間)

第4条 えい坊館の休館日を除く日で、1回あたり連続3日までとする。

2 時間は、午前9時から午後6時まで。

(貸出利用者)

第5条 えい坊館の館外で本件事業を利用できるものは、以下のとおりとする。

- (1) 協会の会員
- (2) 永平寺町内に本店を置く事業者又は団体

(利用許可)

第6条 えい坊館で館外利用をしようとするときは、許可申請書(様式1)を提出して協会の許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 協会は、その利用が条例第6条第2項に該当すると認めるときは、許可を取り消すことができる。

(使用の制限)

第7条 協会は、条例第7条の規定に該当すると認めるときは、許可した本件事業を変更し、又は取り消し、利用を制限し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(利用料金)

第8条 本件事業を実施するにあたり利用料金は、以下のとおりとする。

	会員	会員以外
平日	1時間あたり：400円(税込)	1時間あたり：600円(税込)
土日及び祝祭日	1時間あたり：500円(税込)	1時間あたり：700円(税込)

2 本件事業が公用若しくは公益又は公益事業で、協会が必要と認める場合は、利用許可を発出した後に、減免申請書(様式2)を受理して利用料金を減免することができる。

3 利用料金は、請求書の発行後に、現金又は振込で納入する。

(実費負担)

第9条 利用者が本件事業を実施するにあたり、テント1張と長机以外の運営費用は利用者が実費を負担する。また、電気及び水道を利用する場合は、電気代(1時間あたり20円(税込))、水道代(1時間あたり10円(税込))を利用料金と併せて納入する。

附 則

1. この要領の改廃及びこの要領に定めなき事項の判断は、会長が行う。
2. この要領は、令和3年9月1日より施行する。

様式1（第6条）

令和 年 月 日

一般社団法人永平寺町観光物産協会
代表理事会長 山 本 平 殿

申請者 住 所
事業主名
電話番号

えい坊館館外施設利用（変更）許可申請書

永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の館外において、貴協会の館外施設貸出要領に基づいて下記にかかる事業を実施いたしたく申請します。

記

利用する期間及び時間 <small>（註）最長3日連続まで</small>	第1日目	令和 年 月 日 午前・午後 時～午前・午後 時
	第2日目	令和 年 月 日 午前・午後 時～午前・午後 時
	第3日目	令和 年 月 日 午前・午後 時～午前・午後 時
実施する事業		
利用するエリア		
	<small>（註）テントの張数など、具体的に書き入れること</small>	
管理責任者	役職名： 氏名： 携帯電話：	

- 遵守事項
- 1 事業の運営にあたっては、公序良俗に反する行為はいたしません。
 - 2 宣伝広告物の設置にあたっては、公道・歩道にはみ出すことはしません。
 - 3 過度な照明や騒音等、近隣に迷惑をかけることはいたしません。

様式 2 (第 8 条第 2 項)

令和 年 月 日

一般社団法人永平寺町観光物産協会
代表理事会長 山 本 平 殿

申請者 住 所
事業主名
電話番号

えい坊館館外施設利用料金減免申請書

永平寺町魅力発信交流施設えい坊館の館外施設を利用するにあたり、館外施設貸出要領第 8 条第 2 項の規定に基づいて、利用料金の減免を申請します。

記

実施する事業	令和 年 月 日付、えい坊館館外施設利用（変更）許可申請書のとおり
事業内容	<p style="text-align: right;">註）公用若しくは公益又は公益事業であることを、具体的に書き入れること</p>
管理責任者	役職名： 氏名： 携帯電話：

- 遵守事項
- 1 事業の運営にあたっては、公序良俗に反する行為はいたしません。
 - 2 宣伝広告物の設置にあたっては、公道・歩道にはみ出すことはしません。
 - 3 過度な照明や騒音等、近隣に迷惑をかけることはいたしません。